

一般社団法人山形県臨床検査技師会総会規程

平成5年4月1日制定

第1章	総	則	(第1条)
第2章	議長	の選出	(第2条～第3条)
第3章	総会	表決の委任	(第4条)
第4章	総会	運営	(第5条～第19条)
第5章	補則	および附則	(第20条～第21条)

第1章 総 則

第1条 一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）の総会運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第2章 議長 の 選 出

（司会者）

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

（議長の選任）

第3条 司会者は、仮議長となり出席会員の中から議長を選出する。議長は1ないし2名とする。

第3章 総会表決の委任

（総会表決の委任）

第4条 正会員が総会に出席できず書面表決もできない場合は、委任状をもって出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項により委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

第4章 総 会 運 営

（資格審査委員会）

第5条 議長は、出席者の資格を審査するため資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会は、総会に出席の正会員の中から3名と理事の1名をもってあてる。

3 委員長は、委員の互選とする。

(審査結果の報告)

第 6 条 資格審査委員会は、出席者（書面表決票）および委任状により構成員の資格を審査し、委員長より結果を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第 7 条 議長は、会議を円滑に運営するため、総会にはかり議事運営委員会を設ける。委員は 4 名とする。ただし、資格審査委員会が兼ねることができる。

(議事運営)

第 8 条 議事運営委員会は次の各号を審査しその結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間配分と変更
- (2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- (3) 会議混乱の時の収拾、その他事故ある場合の処理
- (4) 提案議案および動議の受付ならびにその処理
- (5) その他議事運営に必要な事項

(書記)

第 9 条 議長は、会議の議事を記録するため、書記 2 名を任命しなければならない。

(議長の宣告)

第 10 条 議長は、会議の成立を確認し宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときには休憩または散会あるいは延会を宣言する。

(発言者)

第 11 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属、氏名を明らかにしなければならない。

(議案提出および動議)

第 12 条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 議案提出および動議は、あらかじめ文書（その都度指示する必要部数）を印刷し、議事運営委員会を通し議長に提出しなければならない。
- (2) 緊急の事情により総会当日に提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員会に届けなければならない。
- (3) 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(採決)

第 13 条 採決を行うとき、議長は、その表決に付する問題を提示しなければならない。

(採決の順序)

第 14 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の方法)

第15条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
 - (2) 挙手
 - (3) 起立
 - (4) 無記名投票
- (表決の宣言)

第16条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第17条 議長及び出席した理事は、作成された議事録を確認の上、記名押印しなければならない。

(規程違反)

第18条 この規程に違反し議長の注意に従わない者は、発言停止あるいは退場させることができる。

(規程外事項)

第19条 この規程で定められていない事項が発生したときには、その都度総会にかけて定める。

第5章 補則および附則

(補則)

第20条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附則)

第21条 この規程は平成5年4月1日より施行する。

- 2 この規定は、平成18年3月11日に一部改定する。
- 3 この規定は、平成18年4月1日より施行する。
- 4 この規定は、平成24年5月23日に一部改定する。
- 5 この規定は、平成24年6月1日より施行する。